

静岡産業大学教育職員任用及び昇任規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人新静岡学園就業規則第9条（任免）第2項の規定により静岡産業大学（以下「本学」という。）の教育職員（以下「教員」という。）の任用及び昇任に関する必要事項を定める。

(発議及び決定)

第2条 教員の任用及び昇任は、当該学部長が発議し、学長の承認を経て理事長がこれを決定する。

(審査委員会)

第3条 教員の任用及び昇任にあたり、その資格に必要な論文、著書等を審査するため、本学の各学部に教育職員任用及び昇任審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 前項の委員会は、当該学部長及び当該学部長が選任した専任教員2人をもって原則構成する。

3 委員長は当該学部長が務める。

4 委員長は、当該案件に関する審査の経過及び結果を学長に報告し、それを受け、学長は理事長に上申するものとする。

(任用及び昇任の基準)

第4条 任用及び昇任の基準は、大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）等に定める教員資格に準拠した別に定める本学職位審査ガイドラインに則り、当該教員の教授資質、研究業績、教育業績、学会並びに社会的活動等について、公平かつ厳格になさなければならない。

2 教授資質、研究業績及び教育業績については、次の各号に掲げる基準による。

(1) 専門分野において、学術研究上、職務上優れた業績がある場合

(2) 本学の運営や教育に実践し、貢献したと認められる場合

(3) 学会、外部の組織・団体から、表彰・顕彰され、顕著な学問的業績が認められた場合

3 審査にあたっては、当該者に著書、論文、学術報告等の提出を求め、審査する。

4 任用の期間については、次の各号のとおりとする。

(1) 平成29年度までに任用する教員 無期雇用

(2) 平成30年度以降に任用する教員

A 新卒の場合

5年間の有期雇用とし、その後、次のBとして新たに任用し、無期雇用とするこ

とがある。

B 大学教員としての実績がある場合

教育研究業績等により審査し、無期雇用

- (3) (2)にかかわらず、平成30年度以降に任用する教員のうち、学部、学科の設置認可申請における特例として、スポーツ人間科学部の設置申請に際して、本学で担当する科目について「大学設置・学校法人審議会の教員組織審査」により、「資格あり」の判定を受けた者については、新卒の場合であっても無期雇用とする。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年1月12日改正）

この規程の改正は、平成10年1月20日から施行する。

附 則（平成10年3月16日改正）

この規則（静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日改正）

この規程の改正は、平成29年10月1日から適用する。